| 委託番号 | 3 5 2 0 |
|------|---------|
| 契約形態 | 業務委託 |

什 様 書

- 1 件 名 建築設備・防火設備定期点検業務委託 (旧保健センター)
- 2 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から 令和6年(2024年)6月30日まで
- 3 履行場所 草加市中央一丁目5番22号(旧草加市保健センター)
- 4 支払方法 業務完了払 (年1回払)
- 5 委託内容

建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備及び防火設備定期検査 (ただし、昇降機は除く。)

- 6 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。
 - 一級建築士
 - •二級建築士
 - ・建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(ただし、建築 設備の検査に限る。)
 - ・防火設備検査員資格者証の交付を受けている者(ただし、防火設備の検査に限る。)

7 調査建物

| 名称・住所 | 構造 | 延床面積(㎡) |
|---------------|------|---------|
| 草加市保健センター | 鉄骨造 | 2, 162 |
| 草加市中央一丁目5番22号 | 地上3階 | |

ただし、図面の閲覧を希望する場合は、担当課に問い合わせること。

※契約者には、図面を貸与する。

- 8 調査基準
 - (1) 建築設備定期点検業務基準(2023年版)
 - (財) 日本建築設備・昇降機センター

(2) 防火設備定期検査業務基準

(財) 日本建築防災協会

9 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表及び担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、協議を徹底すること。
- (3) 現地調査に当たっては、担当者と作業日程及び作業内容について協議を行い、 承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立合いを受けること。

10 提出物

| 成果品等 | 仕様・種類 | 規格 | 提出部数 | 提出先 |
|---------|----------|-----|-------|-------|
| 定期点検報告書 | 棟別 (構造別) | A 4 | 夕 9 切 | 資産活用課 |
| その他 | 写真等 | L版 | 各2部 | |

11 共通事項

- (1) 業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡し又は提供してはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行 為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長 に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- 12 問合せ先 (1) 仕様書の記載内容に関すること(契約締結前) 草加市役所 総務部契約課 電話048(922)1129(直通)

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 総合政策部資産活用課施設管理係

電 話 048-922-1798 (直通)

FAX 048-924-3739